

平成10年7月28日  
平成11年6月24日 改訂  
平成13年6月27日 改訂  
平成18年7月14日 改訂  
平成20年7月18日 改訂  
平成21年7月15日 改訂  
平成21年10月15日 改訂  
平成24年5月28日 改訂  
HL7JP 規程1号

## 会員種別、会費および負担金、会員の権利等規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第10条に基づき、会員の種別と会員が納付する入会金、会費、負担金、および会員の権利について定める。

(会員種別)

第2条 本会会員の種別は以下の通りとする。

(1)個人会員

①HL7 標準規約(以下本規約)に一般的な関心を持つ個人は個人会員として入会することができる。

②本規約を使用あるいは組み込むまたはその可能性のある製品、システム、サービスの製造または販売を業とする法人に所属する者は、原則として個人会員として入会することはできない。

但し、理事会が承認する場合にはこの限りではない。

この場合、理事会は本規約の仕様に関わる投票について当該個人会員の投票に制限を加えることができる。

③個人会員は、1 議決権を有する。

④個人会員が米国 HL7 協会にも会員登録がある場合には日本 HL7 協会の年会費を10%に軽減する。

(2)ユーザ法人会員

①本規約を使用あるいは組み込むまたはその可能性のある製品、システム、サービスを購入または使用する法人はユーザ法人会員として入会することができる。

②ユーザ法人会員が総会において複数の議決権を行使するためには、その数に応じた会費が請求される。

#### (3)事業法人会員

①本規約を使用あるいは組み込むまたはその可能性のある製品、システム、サービスの製造または販売を業とする法人は事業法人会員として入会することができる。

②事業法人会員が総会において複数の議決権を行使するためには、その数に応じた会費が請求される。

#### (4)団体会員 A

①事業法人で構成する工業会等の団体は、その会員数に応じた会費を納めることにより団体会員 A として入会でき、当該団体に属する全会員は各々独立した事業法人会員と同等の資格を得ることが出来る。

②団体会員 A に属する事業法人は、前項にかかわらず、議決権に関しては 1 法人 1 議決権となる。

③団体会員 A は、その会員数に応じた表 1 に定める会費を納入しなければならない。

④団体会員 A 自身は、議決権を有さない会員である。

⑤団体会員 A は自身の会費を免除される。

#### (5)団体会員 B

①ユーザ法人で構成する団体は、その会員数に応じた会費を納めることにより団体会員 B として入会でき、当該団体に属する全会員は各々独立したユーザ法人会員と同等の資格を得ることが出来る。

②団体会員 B に属するユーザ法人は、前項にかかわらず、議決権に関しては 1 法人 1 議決権となる。

③団体会員 B は、その会員数に応じた表 1 に定める会費を納入しなければならない。

④団体会員 B 自身は、議決権を有さない会員である。

⑤団体会員 B は自身の会費を免除される。

#### (6)賛助団体会員

①本会事業に賛同するユーザ法人会員、事業法人会員以外の団体は賛助団体会員として入会することができる。

②賛助団体会員は議決権が認められない。

#### (7)学生会員

①学生、または学生の身分を個人会員が取得したときには、公的に学生である事を証明できる書面により本人の申請がある場合、学生会員としての登録が認められる。ただし学生会員の有効期間は本人が学生の身分である期間に限られる。ここで、学

生とは大学、大学院あるいは社会通念上これらに相当する学校の学生を対象にしている。

②学生会員は議決権が認められない。

(会員種別の決定)

第3条 会員の種別は入会を希望する会員の申告を基に、理事会が決定する。理事会は会員の状況の変化により当該種別が不適切と認めたときは、会員に種別の変更を求めることができる。

(会費)

第4条 新たに入会する会員は、理事会が申請を受理したのち、入会の時期に関わらず、表1に定める入会金と当該年度の会費を納付することによって会員資格を得る。但し、その年度の6ヵ月経過後に新規に入会する場合には年会費は半額に減免される。

2 会員は当該年度開始の日から2ヶ月以内に、表1に定める年会費を納付しなければならない。

3 前項の期限を越えて会費が納付されない場合には、本会は当該会員に対し通知および文書の送付を停止することができ、また活動への参加を拒否することができる。

表1

| 会員種別                   | 年会費        | 入会金     |
|------------------------|------------|---------|
| 個人会員                   | 8,000円     | 2,000円  |
| 米国 HL7 協会にも会員登録がある個人会員 | 800円       | 2,000円  |
| ユーザ法人会員(N 議決権)         | 30,000円×N  | 5,000円  |
| 事業法人会員(N 議決権)          | 100,000円×N | 20,000円 |
| 団体会員 A                 | 表2に定める会費   | 不要      |
| 団体会員 B                 | 表2に定める会費   | 不要      |
| 学生会員                   | 4,000円     | 2,000円  |
| 賛助団体会員                 | 10,000円    | 不要      |

表2

| 団体会員種別 | 会員数        | 会員当たりの会費  |
|--------|------------|-----------|
| 団体会員 A | 1-5 会員     | 100,000 円 |
|        | 6-10 会員    | 50,000 円  |
|        | 11-100 会員  | 30,000 円  |
|        | 101-200 会員 | 20,000 円  |
|        | 201 以上会員   | 10,000 円  |
| 団体会員 B | 1-5 会員     | 30,000 円  |
|        | 6-10 会員    | 20,000 円  |
|        | 11-100 会員  | 15,000 円  |
|        | 101-200 会員 | 10,000 円  |
|        | 201 以上会員   | 5,000 円   |

(負担金)

第5条 理事会は、本会が提供する会議、出版、およびその他のサービスに対して別途負担金を定めることができる。

(会員の権利および義務)

第6条 会員は以下の権利および義務を有する。

- (1)全ての会員は、総会に出席することが出来る。
- (2)個人会員、ユーザ法人会員(団体会員 B に属する法人会員を含む)、事業法人会員(団体会員 A に属する法人会員を含む)は、総会における議決権を有する。
- (3)全ての会員は、部会に参加することが出来るが、部会員に定められた役割を果たさなければならない。
- (4)全ての会員は、本協会活動の情報を受け取ることができる。
- (5)全ての会員は、HL7 標準規約の継続的開発に協力する権利と義務を有する。
- (6)全ての会員は、HL7 標準規約に関する知的財産権を無償で供与を受けることが出来る。
- (7)事業法人会員(団体会員 A に属する法人会員を含む)は、HL7 標準規約に関する知的財産を、無償で製品やシステム、サービスに用いて製造または販売をすることが出来る。

以上